

令和6年

# 議会運営委員会記録

令和6年9月18日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年9月18日（水曜日）  
午後 1時15分 開会 午後 1時41分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	主 任	小 林 徹
主 任	本 間 修		

◇本日の会議に付した案件

議事運営について

午後 1時15分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、議事運営についてです。

まず、議長から発言を求められています。

安保議長。

○安保友博議長 議会基本条例第6条第3項の規定により、市長等は質問を行った議員に対してその趣旨を確認するための質問をすることができるとされておりますが、一般質問において、執行部からのそのような質問に対する議員の発言について、議員の有する発言時間をカウントするかどうか御協議いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○吉田武司委員長 次に、議会事務局より報告があります。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 全国市議会議長会に確認したところ、発言時間をカウントするかどうかといった細かい部分につきましては、規定は存在せず、各議会で定めて運用をするべきとのことでありました。

○吉田武司委員長 各議会で運用を定めることになるとのことですが、御意見よろしく願います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 質問時間にカウントするかどうかでいうと、カウントしないほうが適切なのではないかと思っております。質疑の趣旨確認においても、そのやり取りが、例えば5分、10分となった場合にも、発言時間が削られてしまうと、本来その一般質問で聞いたかった内容を聞くことができないとか、そういったことが考えられますので、基本的にはこういった趣旨確認においては、時間に含めないというような形で行うのがよろしいのではないかと思っております。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 私も趣旨確認というものは、議員の持ち時間の中ではカウントしないほうがいいかと思っております。やはり、これを繰り返すことで議員の持ち時間がだんだん少なくなってきて、何かそれはあまりよくないのかなという感じがいたしますので、カウントしないということをお願いしたいと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私も、あくまでも確認という以上は、発言とは違うものと思っておりますので、カ

ウントしないほうが良いと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そもそも、議会開会中にこういうことをやるというのは、どういう趣旨なんでしょう。議会をやっている最中で、ルールを新たに決めるとか、変更するとかというのは、ちょっと私は理解できないんですけれども。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議会基本条例には、確かにルールとして、趣旨を確認することができるというような規定があるものの、それを時間を含めるかどうか、運用の部分については、まだ決まっていなかったところで、今回こういった形で正式に確認すると、議会基本条例に基づいて確認させていただきますというような趣旨の質問が執行部のほうからあったというところで、規定がないところをどのように埋めていくかということでは、一定程度、議会運営委員会を開く意義があるのかなと思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 なかったということはないので、今回は正式にというか、議会基本条例に基づきという枕詞がついていますけれども、従来から、質問の趣旨がよく分からないんでもう一度お願いしますというやり取りはさんざんやってきていますし、直近では6月定例会でも行っているわけで、そういった中でやってきているわけだから、質問の時間を含める含めない云々だけではなく、やはり議会開会中にそういうことをやるのではなく、議会が終わった後にやるということが必要なのではないかと。途中で変えるというのは、ちょっと私は理解できないので。しかも、質問時間云々以前に、ほかの質問ができなくなる云々ではなく、質問の趣旨をもう一度説明してくれということだから、質問の趣旨を説明すればいいだけの話ではないでしょうか。

そもそも、議会基本条例をつくるときに、これについては相当議論があったというふうに記憶していますし、やはり質問の趣旨はきちんと事前に伝えておく必要があると。それでも分からない場合は、質問の趣旨について確認をすることはできるようにしておいたほうが良いんじゃないかということで、議会基本条例をつくったという記憶があります。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 今回、議会の最中にもかかわらず、このように議運を開いていただいて、議長からの諮問ということで協議していただいているわけなんですけれども、私の認識としては、これまでは、議会基本条例の第6条第3項に基づいて確認をするということを正式にやってきたという認識を持ってなくて、もちろんできるので、それを聞き直したところ、それを問われた議員が任意で挙手をして、自分の時間を使って答えてきたというふうに私は認識しております。

それに対して、今回の場合は、企画部長が明確にこの条項に従って、確認権を行使するという意思表示を示しましたので、議長としてこれを許可するべきかどうかという判断をする際には、これを時間を使ってやるべきかどうかというところが新しい問題として生まれてき

ましたので、今あえて、この場で協議の時間を取っていただいたというのがこの趣旨です。

なので、途中で恣意的に変えようとしているとか、そういうことではないことを御理解いただければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 質問の時間を取る、取らない云々でもなくて、要は質問の趣旨が分からないから確認をさせてほしいということに対しては、正式に記録に残る中で答えればいいので、もしも議会基本条例に基づいて確認したいという発言をした後に記録に残らないやり取りがあるとすれば、それはやはり本来、記録に残しましょう、文書主義でやりましょうと執行部が指摘してきたことからみても、やはりその質問の趣旨が分からない、そうしたら質問の趣旨はこういうことだと、その後のやり取りが続く形にしたほうが素直なのではないかなと私自身は考えます。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 ちょっと誤解があるようなので、もう一度説明させていただきますけれども、今は持ち時間を使って確認権に対して答える必要があるかどうかというところを議論していただきたくて、オフレコの部分で話をするということは一切しておりません。単純にタイマーを止めるということで、本会議の中でやり取りはしていただくということを前提としてお話をさせていただいております。

また、先ほど菅原委員からありました事前に趣旨を伝えておくというところの意味がよく分からないんですけども、もう一度教えていただけますでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 質問をするときには、こういう考えで、こういうことを聞くということという意味でお話しただけです。もしも質問時間に加えないとするならば、その間のやり取りというのは、どういう形式で記録に残すのか、残さないのか、その辺確認させてもらえますでしょうか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 今、私が想定しているものとしては、他市の事例や反問権なども参考にしながらなんですけれども、この確認権の申出、意思表示があった際には、議長においてそれを許可して、許可しない場合ももしかしてあるかもしれませんが、許可をして、そしてそれに基づいて時間を止めた上で改めて確認をしてもらい、それに対して議員が答弁をし、確認が済んだところで一般質問に戻るということで時間を進めるというような運用を考えておりました。なので、そういうやり方がいいかどうかも含めて、皆様にお諮りしたいなということで、今回のこの会を開いていただいているという趣旨です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そのやり方とすると、必ずその辺、議員からもう一回趣旨を説明したのは記録に残ると。議長の指示でもう一度発言してくださいということで、時間外の発言が記録に残る

という理解でよろしいですか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 はい、そのとおりです。

実際にその質問がある前に、今日もありましたけれども、執行部側から急な質問というような発言がありましたけれども、そもそも、こちら議員側としては通告書を出していて、それに基づいて発言をしているわけで、そこからそれた際には議長がそれを止めるわけです。

なので、事前にその趣旨を伝えていくということの意味が分からないというのはそういう意味ですし、実際に今回に関しても、これは時間を止めたほうがよいということを皆様が判断していただけるのであれば、それは時間を止めた上で、本会議の中で残していくということで考えています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 私は、それを決めるとするならば、きちんと議会が始まる前に、開会前に決めるべきことで、この場で議論すること自体、やはり理解ができないので、趣旨を確認したいということであれば、議員が趣旨を説明すればいいだけではないかというふうに思います。まあ、ほかのところも、反問権なり確認の場合は、きちんと議員の発言で記録を取っていますので。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 では、それこそ確認になるんですけども、菅原委員はこの後どうすればいいと思われませんか。

これまでの議会改革、多々ありますけれども、それも本来であれば、可及的速やかに全て変えていくというふうにしななければいけないところをなかなかそうもいかないもので、時間をかけてみんなで順繰り順繰り考えていく、決めていくとやってきたというふうに私は認識しております。今、この確認権の行使の仕方についても、反問権の議論の中で恐らく出てくるであろうものであったと思います。

しかしながら、今回は喫緊の、まさに目の前の課題として今出てきていて、議会在止まっている状態。これを打開するために急遽この場を設けていただいて、それを今決めなければ次に進めないということでやらせていただいているつもりなので、今菅原委員がおっしゃったことも、もちろんそのとおりだなと思うところもありますけれども、では、この先どうされますか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 私は議長ではないので、私がどうするこうするというのはい言えないので、最終的にどうしてもそういうやり方を取るというのだったらですけども、私としては、しかも一般質問の最終日という段階であるとするならば、やはり今までも趣旨説明、そういうことでやってきたということで、この議会はそういうやり方でやって、次回からどういうふうにするかということを決めればいいのかというふうには私自身は考えます。

もし、議長の権限で、議員にもう一度きちんと説明してということで、それは記録に残すと

いうことであるならば、記録にないところのやり取りというのは絶対避けなければいけないことなので、議長の判断でそういうやり方でやりたいということであれば、議長の判断でどうぞということです。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 確認というところは確かに必要なんですけども、今3人は時間はカウントしないという意見を言わせていただいたんですが、菅原委員は、確認はもちろん記録に残すべきだ、記録に残すということは時間をカウントしたほうがいいという御意見なんですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 だんだん議論がそれているような感じがしますけれども、本来的にはこの議会では質問の中でやるというやり方をやってきたわけなので、この議会ではそれをやると。次の議会の前に議運なりを開いて、じゃ、どういうふうな扱いをするかという議論をすればよいというのが基本的なスタンスです。

ただ、記録に残らないやり取りは避けなければいけないので、どう記録に残して以後の進行を進めるか、それは議長の責任においてやればよいことではないでしょうか。

直近、6月定例会でも同趣旨のやり取りがあって、議長から質問の確認ですということ、議員のほうがこういう質問ですということ、やり取りしていたということ踏まえての発言です。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 その経緯に関しては、捉え方の違いもあるのかもしれませんが、私は当時まだ議長ではありませんでしたが、そのやり方に対しては問題があるということで発言をしております。なので、今回自分が議長になって、今この場に直面したときに、そのやり方ではおかしいということで問題提起をさせていただこうと思ったのがこの話です。

先ほどから、これまでも6月にもそういう話があったというお話をされていますけれども、そのときは、先ほど私が説明したように、この規定に基づいて確認をしたいということで、当時の議長がそれに対して答弁を願いますという形で、時間を使って、その質問者が手を挙げて時間を使ってやってきたというのは確かにそのとおりです。

しかしながら、今回はこの権限に基づいて権利を行使するという宣言をされたので、議長としてどう判断すべきかというところを改めて話したので、私の中では新しいことだというふうに認識しております。また、議長の責任でそれをやればよいということであれば、それは御意見として承りますけれども、でも新しいことですので、それは議長が勝手に決めるのではなくて、皆様と協議の上、決めていきたい。なので、このような場を設けていただいていると、そういう認識です。御理解いただければ幸いです。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 今回、議会基本条例の第6条第3項の規定によりということで、質問権の

行使ということで執行部側が言われました。それに対して議長が、議員の持ち時間のカウント、発言時間のカウントをどうするか協議していただきたいというのが今回の議運でありますので、私としても今回初めての経験になっているんですけども、これに対して、やはりこれまでも質問に対して再度説明をお願いしますという言葉もあったんですけども、やはりカウントがどうなっていたかというのもまだ確認はしていないんですが、今後こういうことがありましたら、やはり議員の発言時間がなくなるということもあるので、カウントはしないほうがいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは皆さん、御意見をいろいろいただきました。

まとめたいと思います。

一般質問において、執行部の確認権の行使に対する議員の発言について、持ち時間のカウントに入れるか入れないかということで、今ほとんどの方が入れないほうがいいということなんですけれども、そのように決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

分かりました。

それでは、採決により決定したいと思います。

一般質問において、執行部の確認権の行使に対する議員の発言について、議員の発言時間をカウントすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、一般質問において執行部の確認権の行使に対する議員の発言については、議員の発言時間をカウントしないことに決しました。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今回、休憩中ではあるんですけども、執行部の方が議員にかなり大きな声で詰め寄るといようなことがありました。見方によれば、非常に怖いなどいような印象を持つ方も多かったことではないかなと思っております。なので、これから様々議論をしていく上で、やはり静粛な議会というのを求めていく上では、しっかりと考えていかなければいけない内容だと思いますし、私としては、議長からしっかりとこの旨を伝えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 確かに、やり取りは休憩中ですので難しい。休憩中のことなのであまり触れるわけにはいきませんが、やはりその辺はお互いの信頼関係なので、きちんとその辺のやり取り、議員の側も考えてやっていくと。当然執行部側もいろいろ考えていただかなければいけないことがあるかもしれませんが、議員側の対応というのも、併せて考えていくというか、対応を考えていく必要もあるんじゃないかと私自身は感じます。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 もちろん、先ほど鎌田委員がおっしゃっていたように、休憩中ですが、ちょうど議長が局長とお話をされている際も、お願いしますというような声を議場で叫んだり、かと思いましたが、質問席の渡邊議員のところに近づいて、あれはちょっと、私自身も見ている側も、かなり恫喝的というか、もうパワハラにしか思えなかったのも、渡邊議員に関しては、かなりメンタル的にやられたのではないかと思います。

議員にもと菅原委員がおっしゃっていましたが、別に渡邊議員がけんかを売ったわけではないですし、休憩中とはいえ、あの場はやはり議場ですので、それは大人と大人であって、気をつけなければいけない。やはり危険だと感じたので、市長なり課長が間に入ったのかなというふうに私は感じました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 私は、特に誰がどうのこうのというのは言っていないので、その点は踏まえていただければと思います。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 どういうふうになるかはこの後決まると思うんですけども、菅原委員にもう一度確認したいのは、休憩中だと議会として何も言えない、ハラスメント類似行為があったとしても、それについては当事者間でやってくれと、そういう趣旨ですか。皆さん見ていましたけれども。それは議長から申し上げるべきものでもない。やられた側の対応も問題だと、そういうことをおっしゃりたいんですか。ちょっと趣旨が分からないので、もう一度お願いします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 一切そういうことは言っておりません。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 これが決まったら議長として言いに行かなければいけないので、菅原委員がどういう意図で先ほどの発言をしたのか、もう一度教えてください。休憩中だったら議会としては言うべきではないということなのか、それとも、ハラスメント類似行為があったときに、それは受けた側にも問題があるということを発言されたのか、その辺について、2点ぐらいあったと思いますけども、もう一度お願いします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そういうことは一切言っていませんので。私が言ったのは、執行部側の対応についてはやはり問題点というか、対応に考えるべき点があるということはきちんと申し上げております。

ただ、その後では、やはりお互いの信頼関係もあるので、議員側としても、さきに戻りますけれども、質問の趣旨だとかそういったことは、過去にもありましたけれども、きちんと伝えておいたほうがというような趣旨、そこまでは含んでいませんけれども、お互いの信頼関係を損なうようなことがないようにということで言ったので、執行部側の対応について問題がない

とか何とかというのは一切言っていないし、パワハラかどうかとなると、それはまた受け止め方の問題もあるので、その辺のことについて言及は一切しておりませんので。

○吉田武司委員長 菅原委員にお尋ねしますが、今の発言の中で、執行部側に問題があったとは認識しているということによろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 確かに、休憩中にいろいろと言っていた対応については、やはりもう少し落ち着いた対応をするべきではなかったかということはあると思います。

○吉田武司委員長 このことについて、皆さんから御意見がございました。

このことについては、議長におかれましては、しっかりとした精査をしていただいて、執行部側に申入れをしていただければと思いますけれども、皆さん、そのような形によろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたしますので、議長におかれましては、しっかり精査をしていただき、執行部側に今回の休憩中のことに対して申入れ等をしていただければと思います。また、後ほどどこかで報告をいただければと思いますのでお願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにございませぬので、以上で本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 1時41分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      吉   田   武   司